

# ふくしまの復興・創生に向けた 提案・要望



令和2年6月24日

福島県



東日本大震災及び原子力災害から9年が経過した今年3月、全町避難が続く双葉町を含めた帰還困難区域の一部等で避難指示が解除されるとともに、JR常磐線が全区間で運転再開されるなど、福島県の復興・再生は、県民の懸命な努力と国内外からの多くの御支援により、着実に前進しております。

一方で、今もなお約4万人の県民が避難生活を続けており、被災者の生活再建、廃炉・汚染水対策、風評と風化の問題など、前例のない困難な課題を抱えているほか、復興人材の確保や産業・生業の再生、移住・帰還対策を始めとした避難地域の再生など、復興の進捗に伴って変化していく諸課題にも対応していかなければなりません。

また、当県は、令和元年東日本台風等により、県内の広範囲が甚大な被害に見舞われたことに加え、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、医療提供体制や生活・教育環境、さらには地域経済が深刻な打撃を受けております。

これら度重なる困難を克服し、復興・創生に向けた取組を推し進めていくためにも、自然災害や感染症による被害からの早期復旧はもとより、今後想定されるあらゆる災害等に備えた態勢強化なども必要となっております。

こうした中、国におかれましては、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針において、復興庁の設置期間の10年延長や震災復興特別会計の継続等を示され、さきの国会では、福島復興再生特別措置法を改正いただくなど、今後の当県における復興・創生に向けた礎を築いていただきました。

引き続き、感染症の影響に伴う社会情勢の変化等に対し、柔軟かつ機敏に対応いただくことはもとより、今年度が復興・創生期間の最終年度であることを鑑み、県、市町村の声に、一層丁寧な耳を傾けていただきながら、次年度以降における福島の復興・創生の加速化に向けて、全力を挙げて取り組んでいただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和2年6月24日

福島県知事 内堀雅雄



# 目 次

## <全般的事項>

- I 新型コロナウイルス感染症による甚大な被害からの再生  
・・・・・・・・・・ 1
- II 復興・創生期間後における復興の更なる加速化・・・・・・・・・・ 2

## <個別事項>

- III 避難地域・浜通りの復興・再生・・・・・・・・・・ 7
- IV 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出  
・・・・・・・・・・ 20
- V 原子力発電所事故への対応・・・・・・・・・・ 32
- VI 風評払拭・風化防止対策の強化・・・・・・・・・・ 41
- VII 県民の健康と安全・安心を守る取組・・・・・・・・・・ 47
- VIII 産業再生、インフラ整備・・・・・・・・・・ 55
- IX 地方創生の推進、大規模自然災害への対策、  
オリンピック・パラリンピックへの対応・・・・・・・・・・ 65

- 省庁別索引・・・・・・・・・・ 69



## <全般的事項>

### I 新型コロナウイルス感染症による甚大な被害からの再生

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

新型コロナウイルス感染症は、国の緊急事態宣言に伴い、人の移動制限、経済活動の制限等が行われたことにより、当県における爆発的感染拡大は抑制されたものの、医療や教育等、社会経済システムに大きな影響を与えており、特に地域経済に極めて甚大な被害をもたらしている。

また、当県は、東日本大震災及び原子力災害からの復興途上であり、令和元年東日本台風等の被害からも復旧していないことから、感染症の影響による県民の心身への負担はより大きい。

これらのことから、感染症の対策については、県民が安全で安心な生活を送ることができるよう、感染拡大の防止や医療提供体制の確保はもとより、地域経済活動の回復やICT機器の活用による教育環境の充実等において、更なる対策強化及び財政支援を講じること。

さらに、緊急事態宣言が全国的に解除されたものの、感染症に対する警戒は維持し続けなければならない。このことは、移動制限やテレワーク等の「新しい生活様式」の継続を前提とした上で、人や経済が都市一極集中型から地方分散型に変化するなど、これまでの人々の価値観や、社会経済システムそのものも変容していく可能性を含んでいる。当県はこれらの変化に柔軟に対応しながら、東日本大震災及び原子力災害を始め、度重なる危機や災害からの復興・再生を成し遂げ、その姿を国内外に発信する必要があることから、地方創生の推進を含めた当県の情報インフラ整備、特に深刻な影響を受けている観光業を始めとした地域経済の再生等の取組や、延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る取組等に対し、十分に予算を確保するとともに、東日本大震災からの復興・創生についても遅滞することのないよう、引き続き国を挙げて対応すること。

## Ⅱ 復興・創生期間後における復興の更なる加速化

### 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

#### (1) 復興・創生期間後の継続的な対応

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、廃炉・汚染水対策、風評払拭・風化防止対策、重点推進計画に基づく福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的發展に向けた基盤づくり等、多岐にわたる。

また、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備や、避難指示が解除された地域における生活環境の整備等、地域によって復興のステージは異なり、復興の進度に応じて課題は多様化し、これまでにない課題にも直面している。今後新たに顕在化する課題も含め、当県の復興・再生に引き続き国が前面に立って取り組むとともに、復興・創生期間後も切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、柔軟な制度及び十分な財源確保により対応すること。

さらに、いまだ諸外国における当県産農林水産物等の輸入規制措置が続いている等、原子力災害による影響は県内全域に及んでいる。風評払拭・風化防止対策や、避難者に対する支援、事業・生業の再生など、福島復興・創生に向けた取組に当たっては、当県の特殊事情を踏まえ、県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。



## (2) 改正福島復興再生特別措置法及び基本方針等に基づく当県の復興加速化

原子力災害からの復興・再生の更なる加速に向け、改正福島復興再生特別措置法に定められた移住等の促進や営農再開の加速化、福島イノベーション・コースト構想の更なる推進に向けた取組など、多岐にわたる課題に対し、国が一体となって総合的な施策を推進すること。

また、福島復興再生基本方針については、復興の現状や施策の進捗状況を勘案し、地元の意見を十分に踏まえたものとする。

あわせて、当県が作成する福島復興再生計画の認定に当たっては、当県及び関係市町村等の事業に支障を来さないよう、速やかな認定を行うこと。

## (3) 復興関連税制の具体化

震災と原発事故により甚大な被害を受けた浜通り地域等の産業復興のため、福島イノベーション・コースト構想の重点分野に取り組む事業者の設備投資や雇用の確保を支援するとともに、本構想に資する最先端の研究開発の促進に向け、事業者の研究開発投資を支援する税制優遇措置を講じること。

特に、本構想を牽引する専門知識を持つ人材の雇用に対しても雇用特例を講じること。

また、いまだ県内全域に根強く残る風評の払拭のため、風評対策に取り組む事業者の設備投資や雇用の確保を支援する税制優遇措置を講じること。

さらに、帰還を始め、移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大等の新たな活力の呼び込みに向け、現行の福島特措法税制の雇用特例について、適用対象を拡充すること。

加えて、復興特区税制や被災代替資産等に係る税制特例等の復興関連税制のうち令和2年度末で終了するものについては、地元の意見を踏まえ、復興・創生期間後も適切に適用期限を延長すること。

## 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

### (1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和3年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

### (2) 普通交付税算定の特例措置の継続

令和2年の国勢調査等の調査結果（人口等）は、令和3年度以降の普通交付税算定における測定単位となるが、避難地域12市町村においては、原子力発電所事故の影響等により、いまだ多くの住民が避難している状況である。

このため、令和2年国勢調査における人口等を測定単位として普通交付税を算定することは、行財政運営に大きな支障を来すことから、普通交付税算定の特例措置を継続すること。

### (3) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、復興・創生期間後も引き続き、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるように以下の措置を講じること。

- ① 新たに追加される移住の促進や交流・関係人口の拡大、魅力ある働く場づくりに資する事業については、ソフト事業のみならず、ハード事業も対象とした柔軟で使いやすい制度を構築すること。
- ② 面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件を緩和するなど、運用の弾力化を図ること。  
また、特定復興再生拠点区域における必要な事業等、復興の進捗状況に応じて対象事業及び対象経費を追加すること。
- ③ 適時的確な事業着手や複数年度にわたる継続的な事業への対応など、柔軟に切れ目なく取り組むことができるよう、基金造成の対象を拡充すること。

### (4) 被災者支援総合交付金の予算確保等

仮設住宅から災害公営住宅等への移行や避難生活の長期化など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、民間団体による相談・見守り、交流活動、被災者の心のケア、子どもの健康支援などの様々な施策により、被災者の生活再建に向けた支援を行う必要があることから、被災者支援総合交付金については、長期かつ十分な予算を確保すること。

### 3 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

## <個別事項>

### Ⅲ 避難地域・浜通りの復興・再生

#### 4 避難地域の復興実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、買い物、商業施設の運営支援、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策等の生活環境整備や、物流機能の回復、産業・生業の再生、新産業の創出、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を更に進めていく必要がある。

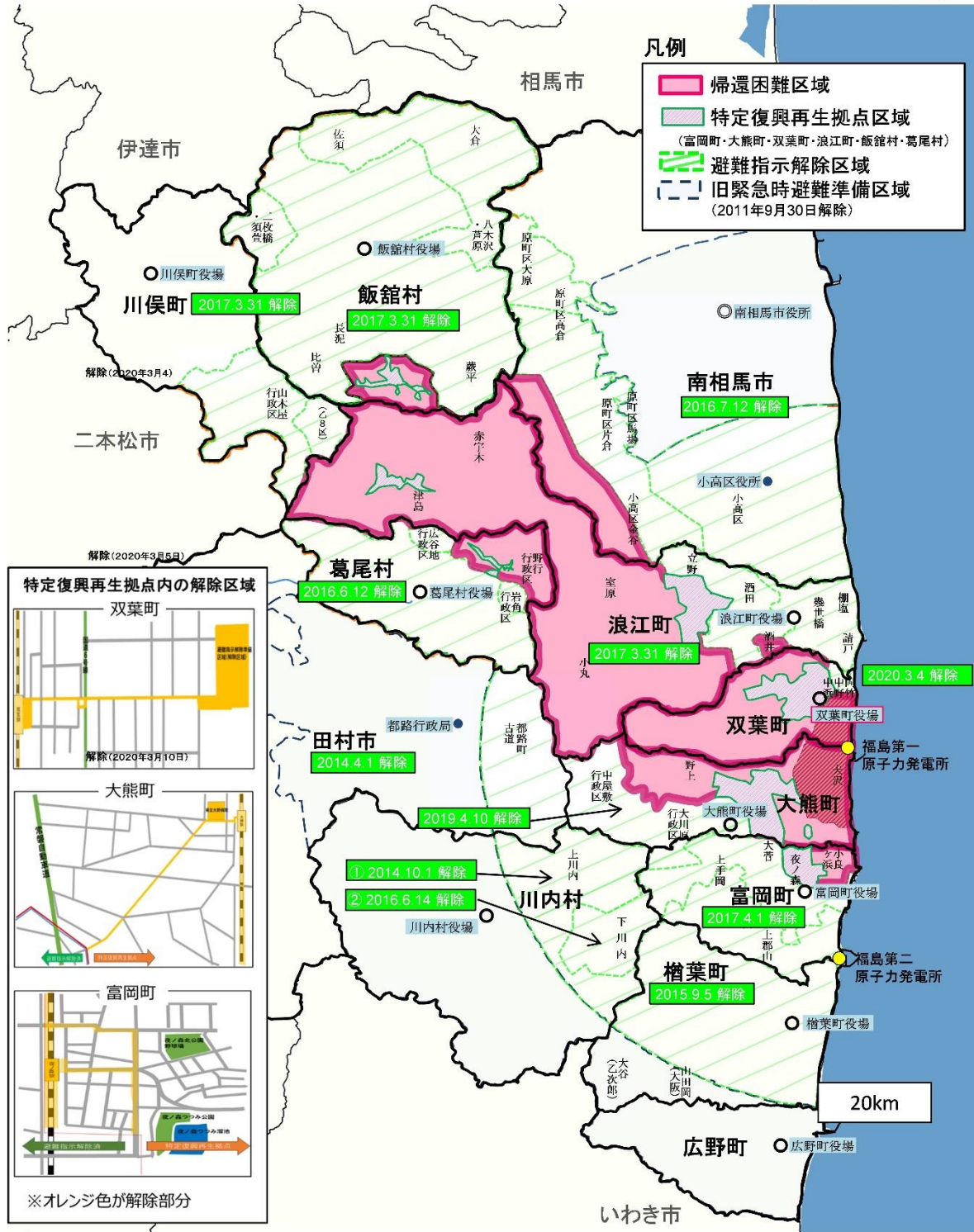
復興の進捗は市町村ごとに異なっており、いまだ避難指示区域が存在している自治体があるほか、避難指示が解除され、日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面している。

そのため、原子力災害における国の責務として、「福島12市町村の将来像」については、地域における復興の進捗状況や課題、県及び12市町村の意見を十分に踏まえ、適切に改定するとともに、その実現に向け、復興・創生期間後も引き続き、国、県、12市町村の連携した推進体制を確保すること。

また、今後新たに顕在化する課題への対応を含め必要となる中長期的な財源を確実に確保するとともに、被災自治体への人的支援を継続すること。

# 避難指示区域の概念図

2020年3月10日現在



## 5 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、生活環境の整備や産業・生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援するとともに、特定復興再生拠点区域外については、各自治体の意見を尊重しながら、丁寧に協議を重ね、避難指示解除のための具体的方針を早急に示し、将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除すること。

## 6 避難地域の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁】

### (1) 被災事業者等の支援

避難地域12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化しているところであり、引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

あわせて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業、事業再開・帰還促進事業及び原子力災害被災地域創業等支援事業の既存支援策について、中長期的に継続するとともに十分な予算を確保すること。

また、12市町村の事業者の自立や生業の再建に向けた事業は、更に多様化・複雑化・広域化していることから、商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業については、令和3年度も継続するとともに、復興経営指導員等を拡充して配置すること。

### (2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の見直しに伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれる。また、津波浸水地域3市町においては、原発事故により試験操業の影響を強く受けている水産関連事業者や人材不足・資材高騰など震災の影響により復興が遅れている事業者が想定されることから、令和3年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。



## 7 避難地域の営農再開に向けた支援

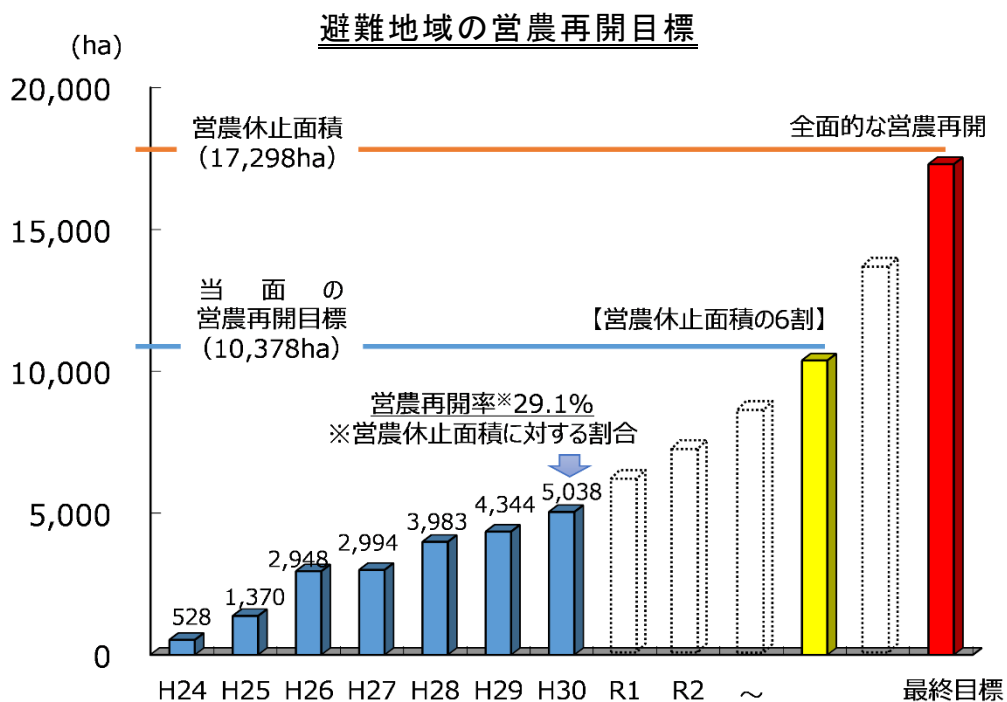
【復興庁、農林水産省】

東日本大震災から9年が経過し、避難指示解除が早かった地域を中心に徐々に営農再開が進みつつある一方、避難指示が解除されて間もない地域では営農再開の初期段階にあるとともに、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域の除染が開始された段階であるなど、それぞれの地域で営農再開の状況が大きく異なる。

避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び被災地域農業復興総合支援事業）について、令和3年度以降も継続し、十分な予算を確保すること。

また、現在検討されている「市町村を超えた広域的な高付加価値産地構想」を具現化し、営農再開を加速するため、参入企業やJA等が広域的な産地づくり等に向けて行う施設整備、産地の生産を担う農業者の確保・育成、新たな農産物の生産等への支援策を創設するとともに、これらの支援策について、十分な予算を確保すること。

あわせて、改正福島復興再生特別措置法で創設された農用地利用集積等の特例について、活用に必要な予算を確保するとともに、当県や市町村と連携し、技術的な助言などの支援を行うこと。



## 8 避難地域の鳥獣被害対策の推進

【復興庁、環境省】

避難12市町村においては、長期にわたる住民の避難等により、イノシシ等の鳥獣被害が増大していることを踏まえ、住民の円滑な帰還と移住等を促進するため、更なる鳥獣被害防止対策ができるよう、必要な予算を確保するとともに、以下の措置を講じること。

### (1) 新たな鳥獣被害対策事業の創設

避難12市町村を支援するため、野生鳥獣対策の広域的な生息環境管理、被害防除対策等の取組を県が行えるよう、新たな事業を創設すること。

### (2) イノシシ等の対策に向けた新たな技術開発や試験研究

捕獲従事者が少ない状況でも効果的、効率的な捕獲が可能となるように、帰還困難区域を含む避難地域におけるイノシシ等の生態や動態調査を行うとともに、ICTやロボット技術などを活用した捕獲技術の開発に取り組むこと。

### (3) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業の柔軟な対応

市町村が行うイノシシ等の対策を加速するため、生息環境管理の刈り払い等について必要に応じて実施できるよう柔軟な運用を行うこと。



## 9 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等の医療提供体制の再構築については、避難指示が一部解除された各市町村(大熊町、双葉町は除く)で少なくとも1施設の診療所が開設・再開したほか、救急医療を担う「ふたば医療センター附属病院」を開院したが、避難地域等において、いまだ十分な医療の確保がされている状況にはない。

帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受け、さらに専門医療や在宅医療(医療・介護の連携)等の幅広い医療ニーズにも対応するためには、引き続き、医療施設等の復旧や医療従事者等の確保等、中長期的な医療提供体制の再構築に向けた取組が必要であることから、以下の措置を行うこと。

### (1) 避難地域等の医療提供体制の再構築に向けた財源の措置

現在、再開・開設した医療機関の約6割が人件費・運営費の支援を受けて稼働しているなど、避難地域の帰還状況から経営環境の急速な改善は厳しい見通しであるとともに、今後、専門医療(人工透析等)の確保や、帰還困難区域での医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、新たなニーズも想定される。

については、国は、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて中長期的に取り組むために必要となる財源を、引き続き、十分に措置するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること。

### (2) 医療従事者の安定的な確保及び県内定着促進への支援

これまで、同地域への医師派遣や看護職員の住宅確保等、医療機関に対する緊急的な支援を実施しているが、今後も人材不足がより深刻と思われる同地域においては、修学資金制度や県外からの医師招へいを始めとする人材確保・地域定着策を、これまでと同規模かつ複合的に実施し、県内全域において人材を確保することにより、不足地域へ人材を提供していく必要がある。

については、原発事故を由来とする特殊事情を踏まえ、地域の医療提供体制を安定的なものとするため、当県が行う切れ目のない医療従事者確保対策に必要な財源を、引き続き、十分に措置するとともに、財源措置の見通しを速やかに示すこと。

## 10 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

### (1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から9年が経過した今もなお、4つの町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、特にこれから地元での学校再開を目指す大熊町・双葉町、避難先でも学校運営を継続している富岡町・浪江町においては、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を、引き続き行うこと。

- ① 子どもたちや保護者が帰還して通いたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるため、遠隔合同授業に対応するICT環境の充実等に係る予算を確保すること。

また、12市町村における魅力的な教育プログラムに対する学校裁量経費について、復興・創生期間後も継続的に予算を確保すること。

- ② 帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。
- ③ サテライト校として教育活動を続けている富岡支援学校への支援を継続するとともに、富岡支援学校の双葉郡内への早期帰還のため、新校舎の整備や旧校舎の解体等の環境整備について支援を行うこと。

## (2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

福島県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、平成31年4月に開校したふたば未来学園中学校及び先行して開校しているふたば未来学園高等学校の寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流など魅力ある教育活動や、海外研修における渡航費への支援を継続すること。

## (3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導等のきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、教職員の加配を継続すること。

## (4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続すること。

また、教員のカウンセリング技能の向上を図る取組に対する予算を、引き続き確保すること。

## (5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員を継続して配置できるよう、予算の確保・拡充を図ること。

また、東日本大震災による生活環境の変化に対応が困難な特別の支援が必要な児童生徒が、産業界を始め、様々な方々との交流を通して、地域の一員として生きる力を身に付けるための予算を確保すること。

## 11 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【復興庁、国土交通省、環境省】

### (1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるため、「小名浜道路」を始めとした「ふくしま復興再生道路」や、中通りや会津から浜通り地方へ連絡する「地域連携道路」等の整備を進めている。しかしながら、避難地域等の復興はいまだ道半ばであり、今後とも継続して中長期的な対応が必要となることから、社会資本整備総合交付金（復興枠）の後継事業制度を構築するとともに、復興事業が完了するまで必要な予算を確保すること。

### (2) 復興・創生期間後の復興事業（道路事業）の予算確保

避難地域12市町村内の道路の整備については、事業着手後間もない箇所が存在することや、復興事業の進展等により、新たに発生する課題等への対応が想定されることから、避難地域の復興を成し遂げるため、復興・創生期間後における必要な制度の構築を図るとともに、長期的かつ十分な予算を確保すること。

また、避難地域では、地域の課題となっている隘路や復旧・復興工事による道路の損壊が、新たな移住者を呼び込む上で妨げとなることから、地域住民や移住者等が安全に通行できるよう、道路改良や修繕等に必要な予算確保を始めとした支援を講じること。

### (3) 常磐自動車道（仮称）小高スマートICの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートICについて早期整備が図られるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

#### (4) 常磐自動車道を始めとする浜通り軸の強化

常磐自動車道の4車線化優先整備区間に選定された「浪江IC～山元IC間」のうち、事業化となった「浪江IC～南相馬IC間の一部区間1.9km」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図るとともに、原子力災害からの復興と帰還促進に向け「広野IC～浪江IC間」についても4車線化を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号勿来バイパスの早期整備を図ること。

## 12 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援

【復興庁、国土交通省】

### (1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築の支援

避難住民の帰還促進や生活の利便性の向上を図るとともに、福島イノベーション・コースト構想の進展と連動した持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域公共交通確保維持事業について、中長期にわたり予算を確保すること。

### (2) バス購入補助の継続支援

避難地域において路線バスを運行する交通事業者の負担を軽減し、避難地域のバス路線の確保・維持を図るため、バス購入時の一括補助の措置を継続すること。



### 13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、全面的な財政支援を講じること。

## IV 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

### 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指し、廃炉やロボット技術に関連する研究開発拠点の整備を始め、再生可能エネルギーや次世代エネルギー技術の積極導入、先端技術を活用した農林水産業の再生、さらには未来を担う人材育成、研究者や来訪者に向けた生活環境の確保や必要なインフラ等様々な環境整備を進めるものであり、平成29年の福島復興再生特別措置法の改正で国家プロジェクトとして法定化され、重点推進計画にも位置付けられたところ。

構想のとりまとめから6年が経過し、今年3月に福島ロボットテストフィールドが全面開所したほか、東日本大震災・原子力災害伝承館が今秋に開館を迎えるなど、今後、これまで整備した拠点を核とし、産業集積や人材育成、交流人口拡大などの事業により一層取り組んでいく必要がある。

このため、国と共に策定した復興・創生期間後の産業発展のビジョンである「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえて変更した重点推進計画に基づく各取組について、中長期的に対応していく必要があることから、構想実現のために必要な体制や財源などを十分に確保しながら、政府全体での一層の連携強化の下、県と密接に連携し、構想の具体化を推進すること。

# 福島イノベーション・コースト構想

① 花き等の新たな生産振興  
(飯館村、葛尾村、川俣町 等)



② 福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)  
(浪江町) (2020年3月開所)



③ 水産資源研究所  
(相馬市) (2019年2月全面供用開始)  
④ 水産海洋研究センター  
(いわき市) (2019年7月供用開始)



## 廃炉関連施設(JAEA)

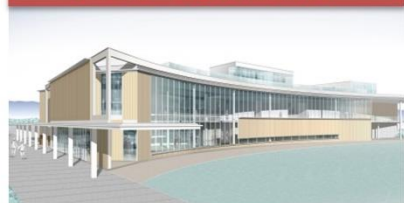
- ⑤ 大熊分析・研究センター (大熊町) (2018年3月一部運用開始)
- ⑥ 廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町) (2017年4月本格運用開始)
- ⑦ 楢葉遠隔技術開発センター (楢葉町) (2016年4月本格運用開始)



⑧ 福島ロボットテストフィールド  
(南相馬市、浪江町)  
(2020年3月全面開所)



⑨ 東日本大震災・原子力災害伝承館  
(双葉町) (2020年秋開所予定)



⑩ 環境制御型施設園芸の導入推進  
(大熊町、南相馬市、川内村、いわき市 等)



⑪ 避難地域等の再生可能エネルギー  
導入促進



## (1) 研究開発等の推進・産業集積の促進

### ① 廃炉・放射線分野の研究開発の推進

廃炉・放射線分野においては、檜葉町に整備した檜葉遠隔技術開発センターや富岡町に整備した廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊町に整備している大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

### ② 廃炉関連産業の育成・集積

本構想の実現に向け、廃炉関連分野における地元企業の参入を確実に進めるため、マッチングスキームの効果的な運用や地元企業の技術力向上など、廃炉関連産業の育成・集積に必要な予算を確保すること。

### ③ 福島ロボットテストフィールド（RTF）の運営等

#### ア RTFの運営支援

RTFの安定的な運営を図るため、自立経営が可能になるまでの当分の間の運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営法人への人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

#### イ RTFの利用促進と産業集積

ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運航管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）によるロボット・ドローンの性能評価基準開発に関する事業を継続すること。

また、国内外の民間資金・企業を呼び込むとともに、拠点の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居及び利用を促すこと。

さらに、延期となったワールドロボットサミットではRTFのPRを強化するとともに、i-Constructionやロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においても、研修会や講習会等について、RTFを積極的かつ継続的に利用し、また、RTFを活用した消防・防災訓練の利用を促すため、必要な事業を実施できるよう施設の整備や訓練の実施に係る十分な予算を確保すること。

#### ウ R T F を活用した制度整備

R T F は、ドローンのナショナルセンター化を目指し、技術基準や運用ガイドライン等の作成に着手したところであり、これらの検討への参加、業界への活用の働き掛け、作成後の制度への位置付けを検討すること。

また、国内のドローン及び空飛ぶクルマに係る研究開発に取り組む事業者等の活動を促進するため、試験飛行のために空域を優先使用できる試験空域の R T F 近傍への設定や、航空法に係る情報提供、相談、助言及び許認可円滑化等のための国土交通省職員の R T F への常駐など、研究開発・実証事業者向けの制度整備を行うとともに、福島イノベーション・コースト構想推進機構を航空法上の飛行許可・承認の代行ができる指定機関とすること。

さらに、空飛ぶクルマについて、空の移動革命に向けたロードマップに基づき R T F を試験飛行拠点として充実させるため、関連する試験設備を整備（飛行シミュレーション試験、耐久試験など）するとともに、空飛ぶクルマの研究開発や制度整備のために利用を促すこと。

#### ④ エネルギー関連産業の集積

浜通り地域を中心に、再生可能エネルギーを核とした産業の育成、集積、地域経済の復興・再生を進めるため、「福島新エネ社会構想の今後の更なる展開の方向性」で示された取組に必要な予算を確保すること。

また、県内企業への技術開発支援や再生可能エネルギー分野での人材育成等の推進に向け必要な予算を確保すること。

#### ⑤ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の本格的な再開を進めていくため、本構想に基づいた技術の開発及び実証と実用化された技術体系の速やかな社会実装のために必要な予算を十分に確保すること。

⑥ 新重点分野の支援

新たに重点分野となった医療関連、航空宇宙について、浜通り地域等への産業集積のため、新規参入の促進や研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援など必要な事業を実施できる十分な予算を確保すること。

医療関連分野については、浜通り地域等の企業等が開発・製品化した医療・福祉機器等の同地域の医療機関や高齢者福祉施設等における利用を促進し、企業の販路開拓を支援する取組に対し、必要な支援を行うこと。

航空宇宙分野については、浜通り地域等への更なる航空宇宙産業の育成・集積のため、普及・啓発、認証取得、人材育成、取引拡大等、浜通り地域等に立地する企業の技術力の向上や競争力の強化に必要な支援を講じること。

⑦ 地域復興実用化開発等促進事業の継続

浜通り地域等において新産業を創出・集積し、失われた産業基盤を構築するためには、廃炉やロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙など様々な分野において、地元企業と県内・県外企業との連携を促進し、持続的に新規案件の発掘を行いながら新技術の実用化を進めることが必要である。

このため、地域復興実用化開発等促進事業について、令和3年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、自立的・持続的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援や、地元企業等と地域外企業とのマッチングの促進、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産の活用に関する支援など、必要な財政的な支援等を行うこと。

### (3) イノベーション創出促進のための環境整備

本構想の加速化のため、金融機関、行政機関、研究機関等の一層の連携を図りつつ、浜通り地域等で事業化を目指す企業等を対象として、プロジェクトの掘り起こしから事業化に至るまで総合的な支援に必要な予算を確保すること。

### (4) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、工業、農業、水産業、商業等の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、企業・地域との連携等のコーディネートなどのプログラムの進捗を支援し、学校間連携や成果発表の場などを設定するための予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を引き続き確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線・防災教育、プログラミング教育などを推進するための予算を確保すること。

### (5) 浜通り地域等への交流人口の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要であることから、地域が連携したプロモーションの展開や福島空港等を活用した国内外からの人の呼び込みなど、浜通り地域等への交流人口の流れを促進させるための取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うこと。

また、新たな技術やビジネス創出に向けたチャレンジを行う企業・研究機関等を積極的に呼び込むため、研究者を始めとする従業員の移住・定住促進に係る予算を確保すること。

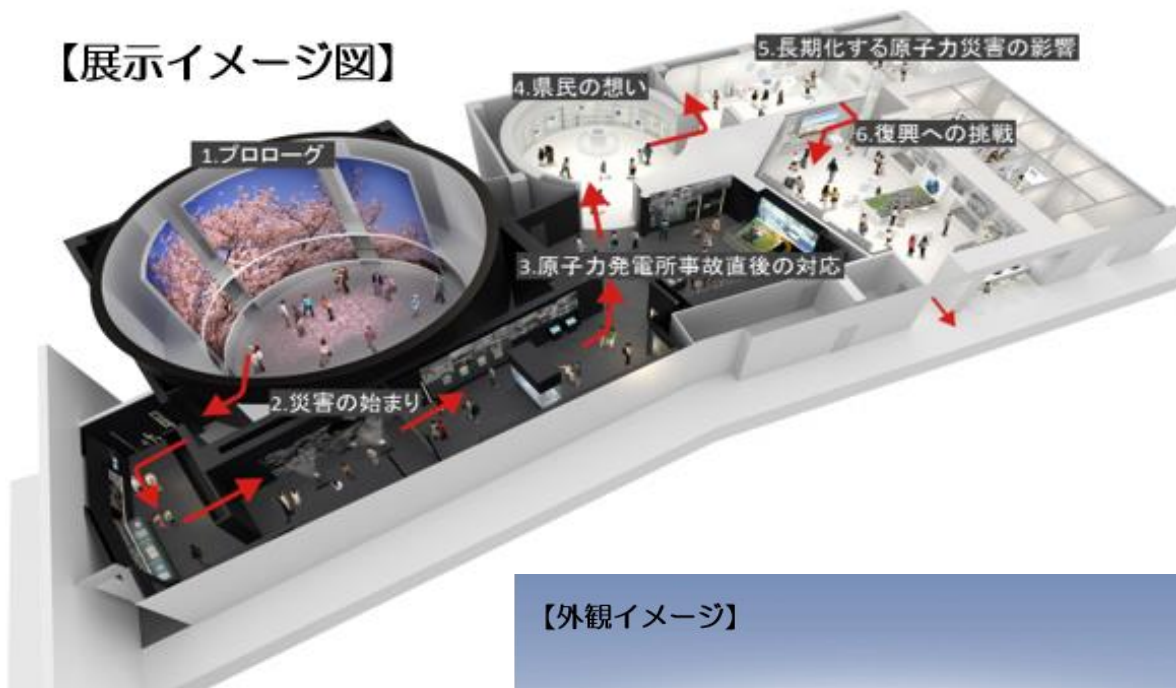
## (6) 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

今秋に双葉町において開館を迎える東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく重要な施設であり、その唯一無二の役割を永続的に担えるよう、資料収集を始めとする各事業の実施や研究体制構築等に要する運営費について必要な予算を継続的に確保すること。

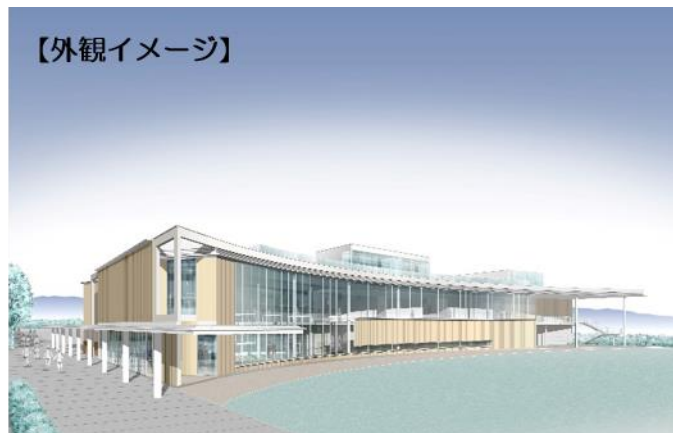
また、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など東日本大震災・原子力災害伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

### 【展示イメージ図】



### 【外観イメージ】





(7) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担うものとしている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構への国職員の派遣による体制強化や構想の推進に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

## 15 国際教育研究拠点の構築

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】

復興庁において検討が進められている国際教育研究拠点は、浜通り地域等の復興・創生、分野横断的な研究及び産学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積及び世界への発信等を推進する重要な拠点であることから、国立の研究開発法人として新設し、国が責任を持って、長期にわたる予算、人員体制を確保すること。

拠点で行う研究分野については、福島ならではのものとし、廃炉や自動運転、スマート農業、福島ロボットテストフィールドを活用した最先端のロボットに関するルール形成研究など最先端の研究とし、その実用・産業化に取り組むこと。

また、拠点設置に伴い、研究者やその家族等を受け入れられる生活環境・インフラの整備など、まちづくりに必要な予算を確保すること。

さらに、全国の大学等の復興知を活用した学術研究活動支援事業（復興知事業）は、地域の課題解決や人材育成、交流人口の拡大等に大きく寄与してきたことから、令和3年度以降も各大学等の浜通り地域等における活動を支援するとともに、復興知事業に参加している大学等の一部は、国際教育研究拠点の活動に参画することが期待されることから、拠点開設に向けて円滑に移行するため、大学等の教育研究活動の支援に必要な予算を十分に確保すること。

## 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現モデル構築等の各分野の取組について、関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

### (1) 福島新エネ社会構想の推進

「福島新エネ社会構想の今後の更なる展開の方向性」で示された、再生可能エネルギーの更なる導入拡大、再生可能エネルギー関連産業集積に向けた取組、再エネを基盤とした未来型社会の創出、世界最大の水素イノベーション拠点の創出、水素社会実証地域モデルの形成など、構想実現のために必要な体制や財源などを十分に確保しながら、構想の具体化を推進すること。

特に、水素社会実現のためのモデル構築に向け、国家プロジェクトである世界最大級の大規模水素製造実証事業を着実に推進するとともに、延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会での活用や未来を先取りした水素利用の拡大に必要な予算を確保すること。

さらに、平成29年度当初予算から措置された補助事業について、阿武隈地域等における風力発電の導入に向けた送電網整備など、避難解除等区域における再生可能エネルギー発電設備等の最大限導入のための必要な予算を継続的に確保すること。

### (2) 産総研福島再生可能エネルギー研究所との連携

平成26年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所を核として、県内企業の技術高度化を進めるため、同研究所が行う被災地企業や被災地企業を核としたコンソーシアムに対する技術開発支援、事業化に向けたプロジェクト支援、さらには地元大学等と連携した産業人材の育成などに対して、引き続き必要な予算を確保すること。

## 17 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

当県は、医療関連産業の育成・集積を進め、産業の再生と雇用の確保に取り組んでおり、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

### (1) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターは、当県企業の医療関連産業集積の拠点であるとともに、電気・物性等安全性試験と生物学的試験がワンストップで実施できる国内唯一の施設であり、国が推し進める医療関連産業の振興に資するものであることから、センターの安定的な運営のため、令和3年度以降の必要な予算を確保し、中長期的に支援すること。

また、国立研究法人日本医療研究開発機構が策定する各種プロジェクトにおいて、国が進める重点分野や優先課題に対応する医療機器の安全性評価試験やコンサルティングにふくしま医療機器開発支援センターを活用すること。

### (2) 医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターに対する支援

福島県立医科大学内に整備した医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターは、経済産業省バイオ関連国家プロジェクトの集大成と位置付けられており、センターの事業成果等を発展的に活用していくことにより、インフルエンザ等の感染症等に対する抗体医薬品・診断薬の研究開発に貢献するとともに、ベンチャー企業の設立が促進されるなど、当県の関連産業の集積が図られることから、センターが先進的な事業を展開できるための令和3年度以降の必要な予算を確保し、中長期的に支援すること。

## 18 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援

【経済産業省】

当県においては、これまで航空宇宙関連産業への参入に向け、普及啓発や認証取得支援、公設試験研究施設(県ハイテクプラザ)の機能強化等を行ってきたところであるが、当県産業の復興・再生を加速させるためには、更なる取組の深化が必要である。

については、中核企業を核とした関連企業クラスターの形成や競争力強化を図るため、県内関連企業の技術力向上、サプライチェーン及び販路の拡大や高度人材・中核企業の育成など、航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

## V 原子力発電所事故への対応

### 19 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、  
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、国において以下の措置を講じること。

#### (1) 廃炉に向けた取組

- ① 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。
- ② 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組については、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。  
また、多核種除去設備（ALPS）等の処理水の取扱いについては、環境や風評への影響などを十分議論の上、国民に丁寧に説明しながら慎重に検討を進めるとともに、トリチウムに関する正確な情報を国内外へ広く発信し、具体的な風評対策をしっかりと示すこと。
- ③ 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、東京電力に対し、周辺環境に影響を与えることのないよう、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組に対する指導・監督を徹底すること。

- ④ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定的に、安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。  
また、廃炉に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。
- ⑤ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組を分かりやすく正確に情報発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも取り組むこと。
- ⑥ また、福島第二原子力発電所の廃炉については、福島第一原子力発電所の廃炉と併せ安全を最優先に着実に廃炉作業に取り組むよう、東京電力を指導・監督すること。

## (2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国主導の下、関係機関と調整を行うこと。

### (3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が長期化する中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安解消のため、国において以下の措置を講じること。

- ① 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、旧避難指示区域におけるモニタリングは、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえて、充実させること。
- ③ 当面存続することが決定されたリアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。
- ④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。



## 20 除染等の推進

【復興庁、環境省】

### (1) 除染等の着実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理と搬出、搬出完了後の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除染等の措置を安全かつ着実に実施すること。

### (2) 必要な経費の措置

除染等の取組を最後まで確実に実施するため、事業に要する費用が国の試算額を超える場合には速やかに見直し、必要とする予算を確保すること。

### (3) 仮置場等の原状回復と除染後農地の不具合の解消

仮置場等の原状回復については、返地後の跡地利用に支障を来すことのないよう適切な措置を講じるとともに、除染実施後の農地や仮置場として使用された農地の不具合について、国の責任により解消に必要な措置を講じること。

### (4) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生じた土壌等の処理

復旧・復興事業を進める上で支障となっている、除染以外で生じた $8,000\text{ Bq/kg}$ を超える建設発生土等について、国の責任において、確実に処理すること。

### (5) 帰還困難区域における除染

特定復興再生拠点区域の除染については、関係町村の実情に配慮しながら確実に実施すること。

また、拠点区域以外の除染について、具体的方針を早急に示すこと。

## 21 中間貯蔵施設事業の推進

【復興庁、環境省】

### (1) 地権者への説明等

中間貯蔵施設に関しては、地権者の理解が何よりも重要であるので、引き続き、分かりやすい、丁寧な説明を行うとともに、地権者に寄り添った対応を行うこと。

### (2) 輸送の安全・確実な実施

大量の除去土壌等の輸送が継続することから、帰投時を含む道路交通対策を適切に実施し、輸送の安全・確実かつ円滑な実施に万全を期すこと。

また、輸送の実施状況や安全対策などについて、広く周知・広報を行い、県民の不安や懸念の解消を図ること。

### (3) 中間貯蔵施設整備への取組

国が示した令和2年度の事業方針に沿って計画的に除去土壌等の搬出が進められるよう、中間貯蔵施設事業について、施設設置者として責任を持って取り組むこと。

### (4) 県外最終処分の確実な実施

法律に定められている搬入開始後30年以内の県外最終処分が確実に実施されるよう、最終処分の方向性の検討を進めるなど、責任を持って取り組むこと。

なお、除去土壌等の減容・再生利用の技術開発や実証事業の実施等に当たっては、安全を最優先とすることはもとより、住民、自治体、さらには、国民的な理解が極めて重要であることから、丁寧に対応すること。

## 22 特定廃棄物埋立処分事業の推進

【復興庁、環境省】

### (1) 地元への丁寧な説明

埋立処分事業に関しては、地元の理解が何より重要であることから、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

### (2) 施設及び輸送の安全・安心の確保

国、県、富岡・楡葉両町で締結した安全協定と輸送計画に基づく取組を確実に実施し、施設及び輸送の安全・安心を確保すること。

### (3) 富岡・楡葉両町の地域振興策の着実な取組

両町の復興状況や意向を十分に踏まえ、国が責任を持って地域振興策の具体化を図ること。

## 23 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

### (1) 「指針」の適時適切な見直し等

被害者の生活や事業の再建につながるよう、原子力損害賠償紛争審査会において、現地調査などを通して当県の現状をしっかりと把握するとともに、「指針」の適時適切な見直しを行うこと。

また、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解仲介案の積極的な受け入れはもとより、被害者の個別具体的な事情への誠実な対応を含め、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、東京電力を指導すること。

### (2) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施等

営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、避難指示区域内等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについて、農林業者等へ丁寧な説明を行うとともに、関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

### (3) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

また、財物に関する損害については、県や市町村等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。

### (4) 消滅時効への対応

東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

**(5) 住民帰還に向けた支援策の実施**

住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

## 24 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援 【復興庁、文部科学省、農林水産省】

長期化する原子力災害による影響に対応するため、再生可能エネルギー、双葉郡の教育への復興支援、農林水産業を担うべき人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及など、福島大学が果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、福島大学が今後とも安定的・継続的に運営され、復興・再生に向けた取組の実施等により地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援措置を講じること。

### (1) 「食農学類」「発酵醸造研究所（仮称）」への十分な支援

当県の震災・原発事故からの農業の復興・再生、さらに高度で専門的な知見や研究手法を用いて農業振興における課題解決が期待できる「食農学類」（平成31年4月設置）の教育研究機能の強化、及び被災地域に根付く農林水産・食品産業の活性化に資する「発酵醸造研究所（仮称）」の構想実現に向けて、十分な支援を行うこと。

### (2) 震災復興に向けた取組の継続と強化

震災復興支援機関である「うつくしまふくしま未来支援センター」の安定的・継続的な運営、及び「環境放射能研究所」の機能強化のための予算を確保すること。

### (3) 運営費交付金の十分な確保

震災復興に向けた取組、復興の担い手育成の基盤となる運営費交付金を十分に確保すること。

### (4) 「国際教育研究拠点」との連携

浜通り地域への構築が予定されている「国際教育研究拠点」との連携に向けた支援を行うこと。

## VI 風評払拭・風化防止対策の強化

### 25 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

#### (1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

復興・創生期間後も継続する当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、引き続き長期にわたる粘り強い取組が不可欠であり、新型コロナウイルス感染症の影響により当県の風化の問題が更に進むことも懸念されることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に対し必要な財源を十分に確保すること。

とりわけ、震災から10年の節目を迎えるに当たっても当県のイメージはいまだ震災前の水準まで回復しておらず農林水産物を始めとした県産品の販路回復・定番化や国内外からの観光誘客の促進、ホープツーリズムの定着、教育旅行の回復に向けた継続的な取組が重要であることを踏まえ、十分な財源の確保を継続すること。

また、当県に対する関心が低下する風化の傾向が年々進んでおり、今まで以上の国内外への正確な情報発信の取組について、必要な財源を確保すること。

なお、当県は食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得や、HACCPと放射性物質管理の情報発信を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入促進など、生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、国においても生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むなど、県の取組を積極的に支援すること。

## (2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に関連して、当県が「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき取り組む各種施策について、必要な財源を十分に確保すること。

また、国民に正確な理解を促す安全・安心のための放射線リスクコミュニケーションを更に推進すること。

さらに、国及び関係機関の広報媒体の活用や国主催の会議等の誘致による国内外への正確な情報の発信を強化すること。

加えて、改正された福島復興再生特別措置法に基づき、当県産農林水産物等の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働き掛け等、必要な措置を講じるとともに、諸外国の渡航制限解除及び外国人観光客の誘致等を更に強化すること。



26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化  
【内閣府、復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

(1) 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化のための財源確保

根強く残る風評を払拭するため、復興・創生期間後も引き続き放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査（流通実態調査）の結果や情勢の変化に応じた「ふくしま」ならではのブランドの確立、原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するために必要となる対策の予算を確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県産農林水産物の販売不振の実態と要因を明らかにするため、国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

## 27 観光復興関連事業及び教育旅行への支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

### (1) 観光の風評対策への支援

教育旅行を始めとした当県の観光客入込数や延べ宿泊数は、依然として震災前の水準まで回復しておらず、被災地の現状を知る取組など長期にわたる対応が必要であることから、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ県が実施する教育旅行の誘致を始めとした風評対策や観光復興対策に対し、引き続き予算を確保するとともに、当県への誘客に向けて積極的に支援すること。

【教育旅行延べ宿泊人数の推移（H21年度比）】

福島県への教育旅行の現状は、依然として震災以前の状況に回復していない。学校等での行き先選定は、一般的に1～2年前から検討され、労力の観点で前年踏襲や保護者の意見も考慮されるなどするため福島県へ選定させることには時間を要する。



## (2) 海外からの誘客に向けた支援

中国など諸外国の渡航注意喚起の撤廃への働き掛けを行い、当県に対する正しい理解を深めるための効果的な情報の発信と外国人観光客の誘致に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が延期されるなど、逆風下にある当県のインバウンド誘客の取組に対し、東北観光復興対策交付金の継続、またはこれに代わる予算を確保し、積極的な支援を行うこと。

また、福島空港国際定期路線の早期再開を、政府が前面に立って関係国へ働き掛けること。

## (3) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種イベントを当県で開催できるよう誘致に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。

当県の自然公園の利用者数は、震災等の影響から減少し、今もなお震災前の7割に満たない状況が続いている。世界に類を見ない複合災害に見舞われた福島だからこそ、国内外から多くの方に来てもらうこと、自然の恵みを次世代へと受け渡すことが必要であることから、国と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」の実現に向けた取組を推進するため、以下の措置を講じること。

**(1) 国立公園の魅力向上に向けた積極的な事業の推進及び予算の確保**

「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立公園の魅力向上に向けた取組を国が積極的に推進すること。特に、磐梯朝日国立公園の磐梯吾妻・猪苗代地域については、国立公園満喫プロジェクトの対象に位置付け、利用者の満足度の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつインバウンド拡大に取り組むこと。

**(2) 只見柳津県立自然公園の越後三山只見国定公園編入への支援及び予算の確保**

只見柳津県立自然公園の国定公園編入に向けた技術的支援や速やかな事務執行に加え、国定公園の編入後の魅力向上と情報発信機能の強化に向けた取組を積極的に支援するとともに、必要な予算を確保すること。

**(3) 環境省直轄事業の確実な実施**

国立公園の魅力向上と多様化するニーズに対応するため、ビジターセンターや野営場など老朽化した施設の改修や再整備が必要なことから、本構想の推進に向け確実に事業を実施すること。

**(4) 県事業に対する十分な予算の確保**

構想に基づく県の取組を着実に推進するため、自然環境整備交付金等の予算を十分に確保すること。

## VII 県民の健康と安全・安心を守る取組

### 29 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

#### (1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援などについて、国が前面に立って県・市町村と連携して取り組むこと。

#### (2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間については、避難指示が継続している区域の避難者が安定した住まいへ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実情を踏まえ、賃貸型応急住宅間の住み替えについて、引き続き災害救助法の柔軟な適用を図ること。

なお、生活再建調整会議での議論を十分に考慮するとともに、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、国による東京電力への指導を含め、住宅の確保等において不均衡が生じないよう必要な措置を講じること。

#### (3) 県内外の避難者支援の取組に必要な財源確保等

避難生活の長期化等に伴い、生活や心身の健康など、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し、引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行など当県が実施している情報提供の取組に対し、引き続き予算を確保するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても、引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

#### (4) 高速道路無料措置の延長

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、令和3年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、令和3年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

#### (5) 被災者の心のケアへの支援

東日本大震災から9年が経過し、長期化する避難生活や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、復興公営住宅等への転居による生活環境の変化など、県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にある。

ふくしま心のケアセンターを設置し、被災者への個別相談や市町村支援に取り組んでいるところであるが、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、国は以下の措置を講じること。

① 被災者の心のケア事業（被災者支援総合交付金）の継続に向けた必要な予算を安定的に確保すること。

また、人材確保が困難な状況にある臨床心理士や精神保健福祉士等専門職について、複数年雇用が可能となるような仕組みとすること。

② 被災者に対する支援事業を中長期的に継続できるよう、地域自殺対策緊急強化基金の実施期間を延長すること。

また、避難の有無に関わらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に長期的に取り組むことができるよう、国において当県の自殺対策に必要な予算を確保すること。

**(6) 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続**

避難指示区域等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援については、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針において、適切な見直しを行うこととされているが、引き続き、被災者が安心して生活できるよう、財政支援の継続に配慮すること。

### 30 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、環境省】

当県では、原発事故による急激な人口減少という困難な課題に対し、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、子ども・子育てに関する総合的な対策を強化し、日本一安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを積極的に推進してきたところである。

国においては、いまだに根強い風評や子育て現場に残る不安など福島の特異な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、復興・創生期間後も長期的な視点に立って安定的かつ十分な予算を確保すること。

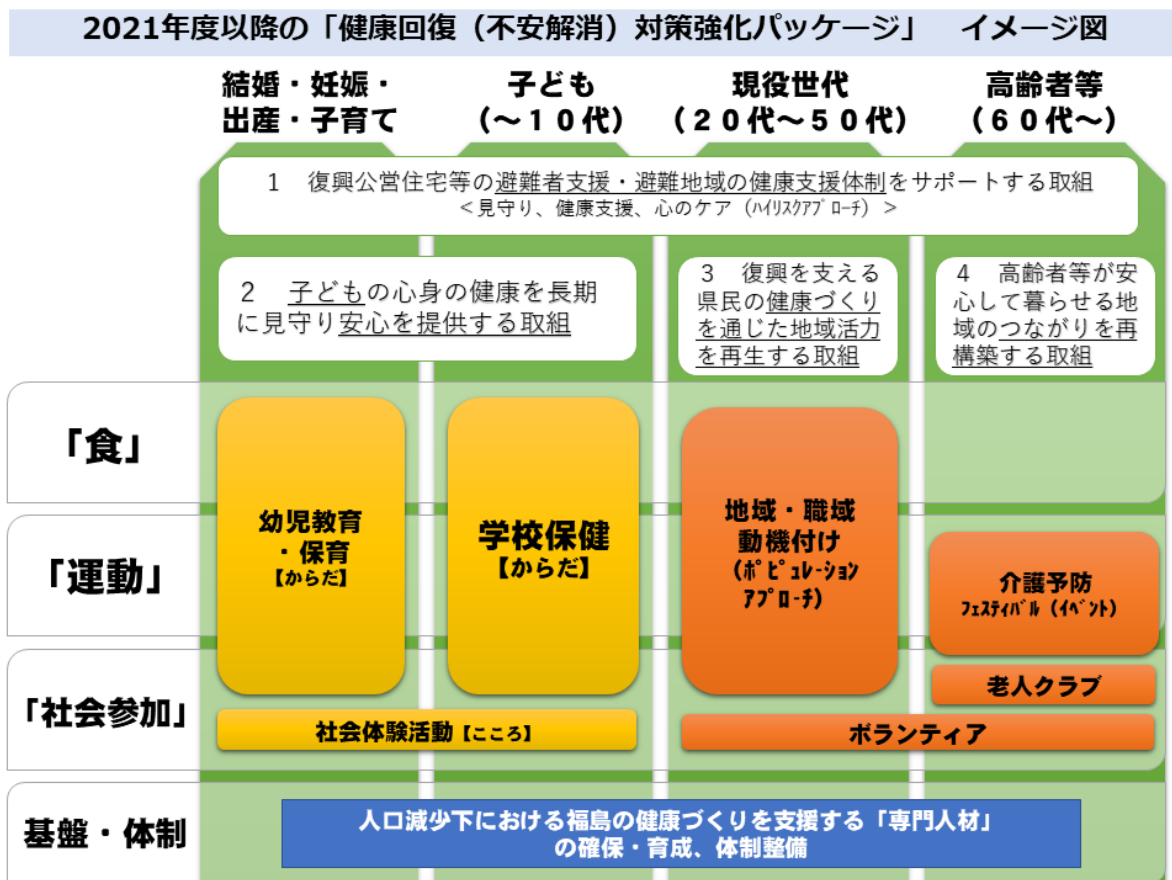


### 31 県民の健康回復に係る総合的推進の継続

【復興庁、文部科学省】

#### (1) 県民の健康回復を総合的に推進するため必要な財源措置の継続

復興・再生を成し遂げるため、当県で安心して暮らし、子どもを生き育てることができる生活環境を実現し、県内全域における放射線による健康上の不安解消ができるよう、当県が「食・運動・社会参加」を3本の柱に、子どもから高齢者等まで、全世代に対して被災者支援の観点で取り組む健康関連に関する、復興公営住宅等の避難者支援・避難地域の健康支援体制をサポートする取組、子どもの心身の健康を長期に見守り安心を提供する取組、復興を支える県民の健康づくりを通じた地域活力を再生する取組や高齢者等が安心して暮らせる地域のつながりを再構築する取組について、引き続き安定かつ十分な予算を確保すること。



## (2) 県民の健康不安解消に向けた研究開発

当県においては、いまだ原子力災害に起因する放射線による健康不安が根強く、その解消が課題となっている。その解消に向けては、迅速かつ最先端の治療を可能とする医療提供体制が不可欠であり、特になん等への不安を解消するための万全の備えが必要であることから、福島県立医科大学内の先端臨床研究センターでは、国内随一の医療用中型サイクロトロンを用いて、アスタチンを用いた放射性薬剤の研究開発を推進しているところである。

については、同センターによる令和3年度以降の臨床研究の実施に当たり、必要な予算を確保すること。

32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化  
【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

子どもの体力低下や肥満等は、全体的には改善傾向にあるが、東日本大震災当時幼児期であった年齢層に依然として肥満傾向児の出現率が震災前よりも高い状況にあることや、特に浜通り地域において体力が震災前より低い状況にあるため、体力向上や食育推進のための事業の継続的な実施が可能となるよう、予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、予算措置を継続すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、中長期的に必要な予算を確保すること。

(5) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や当県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、当県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

### 33 復興・再生に向けた治安の維持

【警察庁、復興庁、総務省、国土交通省】

#### (1) 期限付き増員の継続

当県における復興に伴う警察活動は、令和2年度までとされている期限付き増員による補完によって維持されており、帰還困難区域における避難指示の一部解除や、特定復興再生拠点区域における立入規制緩和など、被災地の情勢変化に対応し、避難者や帰還者などの安全・安心を確保する必要があることから、震災復興特別交付税措置等により令和3年度以降も期限付き増員を維持すること。

#### (2) 被災地域の道路交通の安全と円滑等のための予算確保

中間貯蔵施設への輸送の継続や特定復興再生拠点区域のインフラ整備等により、交通量の増加や交通流の変化に適切に対応するため、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示の解除等による住民の帰還が進む一方、帰還困難区域における窃盗などの犯罪がいまだに発生していることから、被災地域の情勢変化に対応した治安維持・多岐にわたる警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

**34 原子力災害対応雇用支援事業等の継続**

**【復興庁、厚生労働省】**

**(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続**

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、放射能測定検査や風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、令和3年度以降も実施期間を延長すること。

**(2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和**

令和3年度以降に開始する事業を対象とするほか、支給対象期間の延長や労働力不足の解消、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

## 35 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るためには企業誘致の促進を通じた産業の集積が極めて重要である。また、避難指示解除後の住民帰還の促進に向け、働く場の確保は必須の課題であり、以下の企業立地補助金について引き続き支援すること。

### (1) ふくしま産業復興企業立地補助金の継続

地域経済産業復興立地推進事業(企業立地補助金)について、当県の産業復興を進めていく上で施策の柱となる企業立地を円滑に推進できるよう令和3年度の募集を継続するとともに、必要な事業期間を確保すること。

### (2) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の継続

帰還困難区域等の実情を踏まえ、令和3年度以降も募集を実施するとともに、事業完了期限を延長すること。

また、制度の継続に当たり、十分な予算を確保すること。

## 36 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

### (1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を図るための農業基盤整備等を重点的に進めるため、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保すること。

### (2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業や港湾事業などについて、当県の復興・再生には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

### (3) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等）の財源を十分に確保すること。

特に、防災・減災が主流となる社会の構築のため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策や、「予防保全」への本格的な転換が急務であることから、防災・減災や長寿命化対策に要する財源について十分に確保すること。

### 37 農業・農村再生のために必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

避難指示区域等における帰還促進や営農再開、地域コミュニティの再構築等、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた当県の農業・農村の再生は、今後も長い時間が必要となることから、農地集積の促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備、県民の安全・安心に繋がるため池の放射性物質対策などの復興事業について、復興・創生期間後も事業が完了するまでに必要な予算を確保すること。



### 38 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

【復興庁、農林水産省】

原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図る上で欠かすことのできない「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種復興施策について、現在の対象地域において制度を継続し、中長期的な予算を確保すること。

### 39 浜通り地域の水産業復興事業の創設

【復興庁、農林水産省、経済産業省】

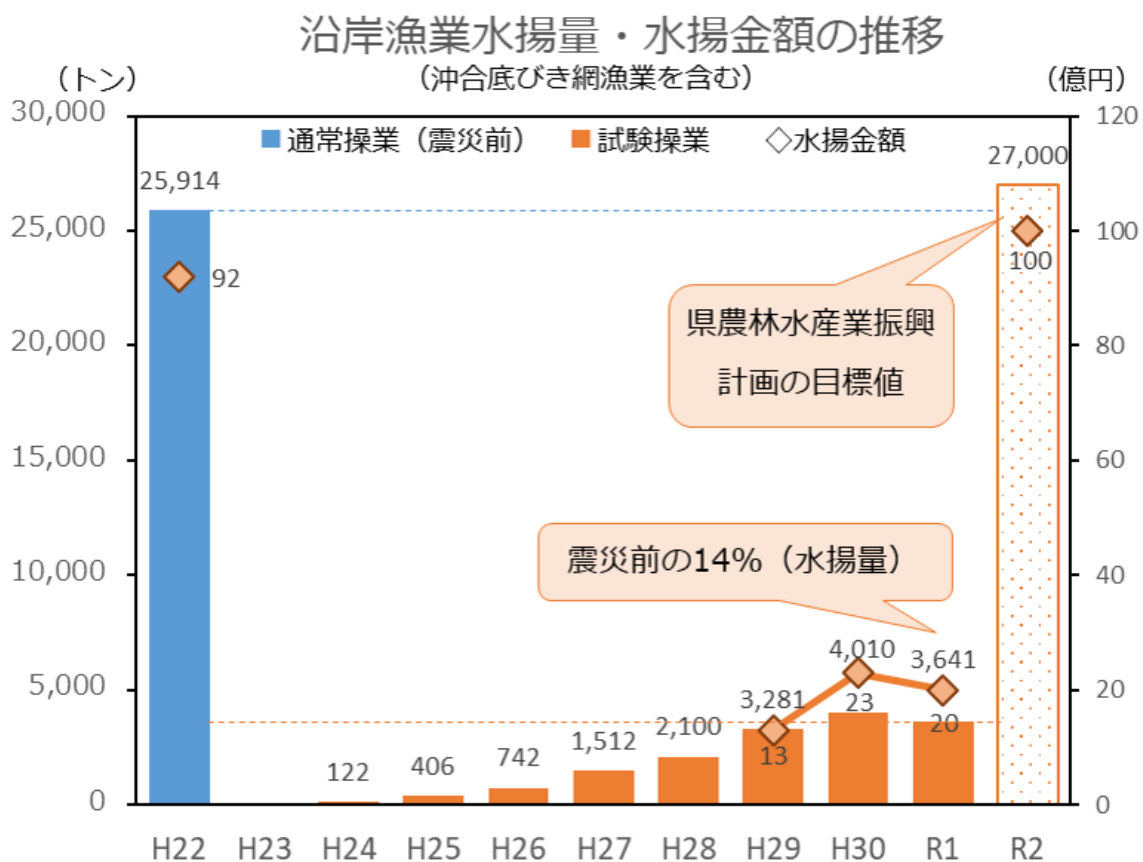
#### (1) 水揚げ拡大に必要な水産関係施設整備への支援

当県の水産業は、風評や出荷制限の影響等により、水揚げ高が震災前の2割にとどまるなど回復が遅れているが、漁港、漁船等の復旧や、全魚介類の出荷制限指示が解除されたことで、操業拡大に向けた体制が整ったところである。

今後、水揚げ拡大を促進するため、荷捌き・加工施設など流通・加工業も含めて、浜通り地域における水産関係施設等の整備を可能とする事業を創設すること。

#### (2) 水産業復興に積極的に取り組む水産流通加工業者への支援

水産流通加工業者が荷捌き・加工施設等整備による今後の水揚げ拡大に対応しつつ、県産水産物のブランド化及び風評払拭に安心して取り組むために必要となる流通加工設備等の整備、人件費等の操業経費等への支援制度を創設すること。



## 40 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

県土全域の復興と将来像を見据えた活力ある社会基盤の構築に向けて、広域的な地域連携を促進する道路ネットワーク強化のため、6本の連携軸である会津軸・中通り軸・横断道軸・南部軸の基幹的な道路である会津縦貫道や国道4号、国道13号、国道49号、国道289号などの各事業について早期整備を図ること。

### (1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

### (2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

① 中通り軸として、国道4号（鏡石拡幅、伊達拡幅）及び国道13号（福島西道路Ⅱ期工区）の早期完成を図るとともに、国道4号「矢吹鏡石道路」の早期事業化に向け調査を促進し、併せて国道4号鏡石町以南の早期の全線4車線化を図ること。

また、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、「国道13号～国道4号間」の北伸区間について計画策定を早期に行うこと。

② 横断道軸として、4車線化優先整備区間に選定された磐越自動車道の「会津若松IC～安田IC間」のうち、事業化となった「会津坂下IC～西会津IC間の一部区間7.1km」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央IC間」についても、4車線化優先整備区間への選定を図ること。

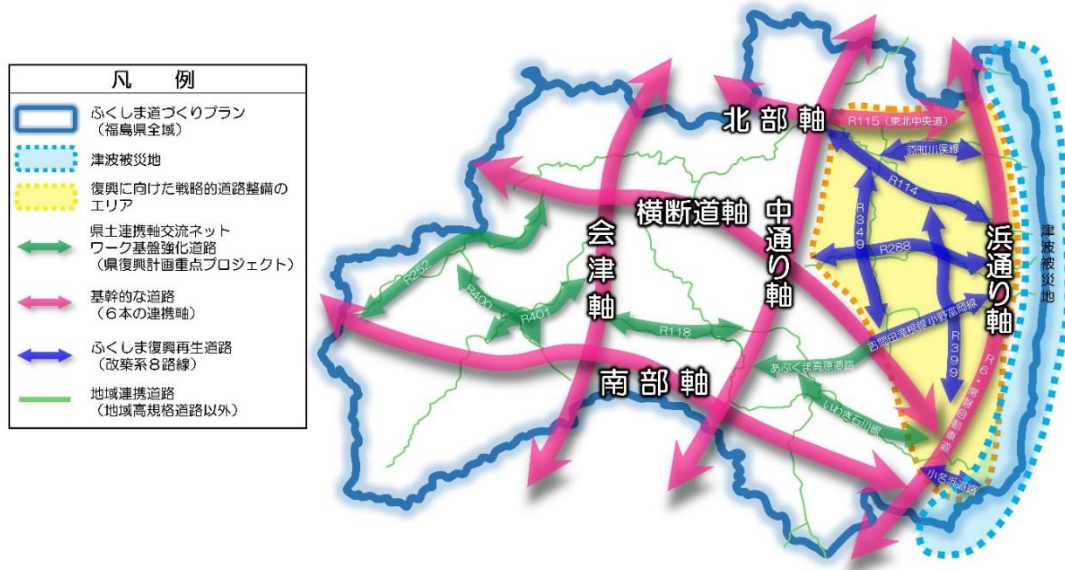
また、国道49号（北好間改良、会津防災事業等）の早期整備を図ること。

③ 南部軸として、国道289号で唯一交通不能区間の八十里越について、国直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

### (3) 国道349号（宮城県境）の技術的支援

国道349号宮城・福島県境部は、令和元年東日本台風を始め度々出水による冠水被害を受けており、本路線道路防災ネットワークの強化には両県側の一体的な早期の道路整備が必要であることから、福島県側未改良区間約2.5kmの道路計画策定に向け、国の技術的支援を行うこと。

#### 復興・創生を支える交通基盤（6本の連携軸）の整備



#### 県土の復興に向けた道路のネットワーク構築のための主な整備箇所



## 41 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【復興庁、国土交通省】

### (1) 物流拠点としての小名浜港の整備

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港について、産業と生活に必要な資源及び復興に必要なエネルギー関連物資等を安定的かつ安価に供給するため、東港地区の全面的な利活用が必要であることから、国際物流ターミナル整備事業（国・沖防波堤等整備）を更に促進すること。

### (2) 重要港湾相馬港の整備

復興支援道路である相馬福島道路の整備により、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で効率的な荷役を可能にするために必要な南防波堤整備の財源確保に努め、3号ふ頭地区国際物流ターミナル整備事業を促進すること。

## 42 JR只見線の早期全線復旧

【総務省、国土交通省、観光庁】

只見線は、地域の将来像を描き、地方創生を成し遂げるための起爆剤として必要不可欠な存在であることから、全線開通により日本一のローカル線として生活・観光・教育・産業面で国内外を問わず多くの方々に利活用される新たな只見線をつくり上げていかななくてはならない。

については、地元の総意である鉄道復旧方針に基づき、只見線をつくり上げるため、以下の内容について支援すること。

### (1) 上下分離方式の導入に向けた支援

上下分離方式の導入に向け、地元自治体がJR東日本と協議を進めるに当たり、専門的立場から必要な協力や助言を行うこと。

### (2) JR東日本に対する財政支援等

復旧工事に多額の費用がかかることから、JR東日本を支援するために必要な予算を確実に確保すること。あわせて、地元が法改正のメリットを最大限受けられるよう、法対象事業を幅広く捉えること。

### (3) 地元自治体に対する財政支援

上下分離方式の導入に伴い、復旧後に県と会津17市町村が将来にわたり毎年負担することとなる維持管理に要する費用について、地域住民の生活に必要不可欠であり、かつ地方創生の核となる当該路線の安全で安定的な運行が確保されるよう、鉄道軌道安全輸送設備等整備に係る補助事業の対象に加えることや、地域公共交通の確保維持のための特別な財政需要として地方交付税を措置するなど、財政支援を講じること。

### (4) JR只見線の利活用促進に関する支援

只見線利活用計画に基づき、会津地域の振興を図るため、地元自治体が利活用の促進に取り組むに当たり、必要な協力や助言を行うとともに、国においても、あらゆる機会を捉えて、只見線のPRに努め、インバウンド等の誘客に積極的に取り組むこと。

## Ⅸ 地方創生の推進、大規模自然災害への対策、オリンピック・パラリンピックへの対応

### 43 地方創生の推進

#### 【内閣官房、内閣府、復興庁】

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、地方が自主性・主体性を最大限に発揮し地方創生を推進できるよう、新型コロナウイルス感染症による大幅な地域経済の落ち込みや社会の変容等にも配慮し、同感染症を始めとした様々なリスクの発生を見据えた強靱な社会・経済構造の構築や、地域の実情に即した新たな生活様式の積極的な導入など、実効性の高い取組を展開できるよう、十分な規模の予算確保や地方創生人材支援制度などにより、継続的に支援すること。

また、原子力発電所事故に伴う避難指示が出された市町村は、人口減少等の社会的課題の現出が他地域より先行した地域であり、復興の取組と連携させ、この地域から地方創生のモデルを示せるよう、福島復興局職員による地方創生施策等の活用に対するハンズオン支援などの技術的支援を特に強化すること。

#### 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策

【内閣官房、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

##### (1) 防災・減災、国土強靱化のための対策

令和元年東日本台風は、当県の道路、河川、農地、農業用施設、水道施設等に大きな被害を与え、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後においても、浸水対策や治水対策など、喫緊の対策について更なる対応の強化が求められることから、令和3年度以降においても、国土強靱化に関連する取組を更に加速するための必要な制度の構築や十分な財源の確保に努めること。

##### (2) 被災自治体に対する国土強靱化関連予算の要件化に係る配慮

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の国土強靱化関連予算について、令和3年から実施が検討されている地域計画の要件化に当たっては、東日本大震災や令和元年東日本台風等を始めとする大規模災害の被災自治体に配慮すること。

##### (3) 国と県の連携による総合的な防災・減災対策

令和元年東日本台風による災害への対応として、頻発・激甚化する水災害への集中的な対策を講じる必要があるため、阿武隈川上流の河川大規模災害関連事業として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の更なる推進や、支川のバックウォーター区間の水位情報等に関する国と県の連携による一元管理、さらに、いわき市夏井川等の改良復旧事業として県が進める「福島県緊急水災害対策プロジェクト」への十分な予算確保や土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査に対する地方債制度の拡充等により、当県におけるハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策について引き続き支援すること。



## 45 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期に伴う被災県への財政支援等

【内閣官房、復興庁、総務省、農林水産省】

### (1) 被災県開催への財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年に延期された東京2020大会においても、機運醸成はもとより、復興五輪に向けた取組を継続し、オリンピック聖火リレー及び野球・ソフトボール競技について、令和2年に予定されていた形で実施するよう支援するとともに、同大会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を始めとする様々な取組により万全の体制で実施するよう支援すること。

また、当県は、東日本大震災や原発事故からの復興の途上であり、被災県として多額の財政需要を抱える状況にあることから、開催地となる被災県に同大会の延期に伴う財政負担が生じないように措置を講じること。

特に、オリンピック聖火リレーについては、直前で延期が決定されたことにより多額のキャンセル料等が発生していることから、延期後の聖火リレーの実施に当たり、追加の財政負担が生じることのないよう財源措置を講じること。

### (2) 関連事業推進への支援

東京2020大会を通して、国・組織委員会・東京都等の関係機関が連携して、ホストタウンによる国際交流の推進、事前合宿の誘致、県産品の大会での活用など、被災地の復興を後押しする取組を進めるとともに、被災地の復興状況を国内外へ発信する取組を継続すること。

また、当県産農林水産物の品質や安全性を国内外へPRすることにより、風評払拭及び販路拡大を図るため、当県が取り組む大会会場や周辺施設への県産農林水産物の提供等に対し、必要な予算を引き続き確保すること。

### (3) Jヴィレッジの利活用

Jヴィレッジは、原子力災害の対応拠点としての役割を担い、平成31年4月に全面再開を果たした当県復興のシンボルであり、復興に挑む県民の機運醸成に不可欠な存在であることから、国においても東京2020大会関連の様々な取組を始め、国及び関係団体が開催するスポーツ等の各種イベントや国内外の会議、国家公務員等の団体研修等において積極的に同施設を利活用すること。

また、様々な機会を捉えて、Jヴィレッジの積極的な利活用を働き掛けるなど、国を挙げて協力すること。

## 省庁別索引

## 【内閣官房】

- 新型コロナウイルス感染症による甚大な被害からの再生【1 頁】
- 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み【2 頁】
- 43 地方創生の推進【65 頁】
- 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【66 頁】
- 45 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期に伴う被災県への財政支援等【67 頁】

## 【内閣府】

- 新型コロナウイルス感染症による甚大な被害からの再生【1 頁】
- 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み【2 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【4 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【6 頁】
- 4 避難地域の復興実現【7 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【9 頁】
- 6 避難地域の事業・生業の再生【10 頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【20 頁】
- 19 原子力発電所の安全確保等【32 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【41 頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【43 頁】
- 29 避難者支援の充実【47 頁】
- 43 地方創生の推進【65 頁】

## 【警察庁】

- 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み【2 頁】
- 33 復興・再生に向けた治安の維持【54 頁】

## 【消費者庁】

- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【41 頁】

## 【復興庁】

- 新型コロナウイルス感染症による甚大な被害からの再生【1 頁】

- 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み【2 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【4 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【6 頁】
- 4 避難地域の復興実現【7 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【9 頁】
- 6 避難地域の事業・生業の再生【10 頁】
- 7 避難地域の営農再開に向けた支援【11 頁】
- 8 避難地域の鳥獣被害対策の推進【12 頁】
- 9 避難地域等における医療提供体制の再構築【13 頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】
- 11 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【16 頁】
- 12 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援【18 頁】
- 13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援【19 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【20 頁】
- 15 国際教育研究拠点の構築【28 頁】
- 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】
- 17 医療関連産業の集積・振興の支援【30 頁】
- 20 除染等の推進【35 頁】
- 21 中間貯蔵施設事業の推進【36 頁】
- 22 特定廃棄物埋立処分事業の推進【37 頁】
- 23 原子力損害賠償の確実な実施【38 頁】
- 24 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援【40 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【41 頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【43 頁】
- 27 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【44 頁】
- 29 避難者支援の充実【47 頁】
- 30 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【50 頁】
- 31 県民の健康回復に係る総合的推進の継続【51 頁】
- 32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【53 頁】
- 33 復興・再生に向けた治安の維持【54 頁】
- 34 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【55 頁】
- 35 企業誘致の促進【56 頁】
- 36 社会資本の整備に係る財源措置等【57 頁】
- 37 農業・農村再生のために必要な予算の確保【58 頁】
- 38 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【59 頁】
- 39 浜通り地域の水産業復興事業の創設【60 頁】
- 40 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【61 頁】

- 41 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【63 頁】
- 43 地方創生の推進【65 頁】
- 45 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期に伴う被災県への財政支援等【67 頁】

#### 【総務省】

- 新型コロナウイルス感染症による甚大な被害からの再生【1 頁】
- 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み【2 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【4 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【6 頁】
- 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【20 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【41 頁】
- 29 避難者支援の充実【47 頁】
- 32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【53 頁】
- 33 復興・再生に向けた治安の維持【54 頁】
- 36 社会資本の整備に係る財源措置等【57 頁】
- 42 JR只見線の早期全線復旧【64 頁】
- 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【66 頁】
- 45 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期に伴う被災県への財政支援等【67 頁】

#### 【外務省】

- 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み【2 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【41 頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【43 頁】
- 27 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【44 頁】

#### 【財務省】

- 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み【2 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【4 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【41 頁】

## 【文部科学省】

- 新型コロナウイルス感染症による甚大な被害からの再生【1 頁】
- 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み【2 頁】
  - 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【4 頁】
  - 3 復興に向けた人員確保【6 頁】
  - 4 避難地域の復興実現【7 頁】
  - 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】
  - 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【20 頁】
  - 15 国際教育研究拠点の構築【28 頁】
  - 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】
  - 17 医療関連産業の集積・振興の支援【30 頁】
  - 23 原子力損害賠償の確実な実施【38 頁】
  - 24 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援【40 頁】
  - 25 風評払拭・風化防止対策の強化【41 頁】
  - 30 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【50 頁】
  - 31 県民の健康回復に係る総合的推進の継続【51 頁】
  - 32 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【53 頁】

## 【文化庁】

- 3 復興に向けた人員確保【6 頁】

## 【厚生労働省】

- 新型コロナウイルス感染症による甚大な被害からの再生【1 頁】
- 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み【2 頁】
  - 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【4 頁】
  - 3 復興に向けた人員確保【6 頁】
  - 4 避難地域の復興実現【7 頁】
  - 9 避難地域等における医療提供体制の再構築【13 頁】
  - 10 避難地域等における教育環境の整備・充実【14 頁】
  - 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【20 頁】
  - 17 医療関連産業の集積・振興の支援【30 頁】
  - 25 風評払拭・風化防止対策の強化【41 頁】
  - 29 避難者支援の充実【47 頁】
  - 30 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【50 頁】
  - 34 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【55 頁】

44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【66 頁】

**【農林水産省】**

- 新型コロナウイルス感染症による甚大な被害からの再生【1 頁】
- 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み【2 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【4 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【6 頁】
- 4 避難地域の復興実現【7 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【9 頁】
- 6 避難地域の事業・生業の再生【10 頁】
- 7 避難地域の営農再開に向けた支援【11 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【20 頁】
- 15 国際教育研究拠点の構築【28 頁】
- 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】
- 24 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援【40 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【41 頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【43 頁】
- 36 社会資本の整備に係る財源措置等【57 頁】
- 37 農業・農村再生のために必要な予算の確保【58 頁】
- 38 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【59 頁】
- 39 浜通り地域の水産業復興事業の創設【60 頁】
- 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【66 頁】
- 45 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期に伴う被災県への財政支援等【67 頁】

**【経済産業省】**

- 新型コロナウイルス感染症による甚大な被害からの再生【1 頁】
- 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み【2 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【6 頁】
- 4 避難地域の復興実現【7 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【9 頁】
- 6 避難地域の事業・生業の再生【10 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【20 頁】
- 15 国際教育研究拠点の構築【28 頁】
- 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】



- 17 医療関連産業の集積・振興の支援【30 頁】
- 18 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援【31 頁】
- 19 原子力発電所の安全確保等【32 頁】
- 23 原子力損害賠償の確実な実施【38 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【41 頁】
- 26 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【43 頁】
- 35 企業誘致の促進【56 頁】
- 39 浜通り地域の水産業復興事業の創設【60 頁】

#### 【資源エネルギー庁】

- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【20 頁】
- 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】
- 19 原子力発電所の安全確保等【32 頁】
- 23 原子力損害賠償の確実な実施【38 頁】

#### 【中小企業庁】

- 6 避難地域の事業・生業の再生【10 頁】

#### 【国土交通省】

- 新型コロナウイルス感染症による甚大な被害からの再生【1 頁】
- 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み【2 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【4 頁】
- 3 復興に向けた人員確保【6 頁】
- 4 避難地域の復興実現【7 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【9 頁】
- 11 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【16 頁】
- 12 避難地域における地域公共交通ネットワークの構築に対する支援【18 頁】
- 13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援【19 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【20 頁】
- 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【41 頁】
- 27 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【44 頁】
- 29 避難者支援の充実【47 頁】
- 33 復興・再生に向けた治安の維持【54 頁】

- 36 社会資本の整備に係る財源措置等【57 頁】
- 40 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【61 頁】
- 41 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【63 頁】
- 42 J R 只見線の早期全線復旧【64 頁】
- 44 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【66 頁】

#### 【観光庁】

- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【20 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【41 頁】
- 27 観光復興関連事業及び教育旅行への支援【44 頁】
- 42 J R 只見線の早期全線復旧【64 頁】

#### 【環境省】

- 1 復興・創生期間後の復興を支える仕組み【2 頁】
- 2 交付税、基金、交付金等に係る財源措置等【4 頁】
- 4 避難地域の復興実現【7 頁】
- 5 帰還困難区域の復興・再生【9 頁】
- 8 避難地域の鳥獣被害対策の推進【12 頁】
- 11 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【16 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【20 頁】
- 15 国際教育研究拠点の構築【28 頁】
- 16 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【29 頁】
- 19 原子力発電所の安全確保等【32 頁】
- 20 除染等の推進【35 頁】
- 21 中間貯蔵施設事業の推進【36 頁】
- 22 特定廃棄物埋立処分事業の推進【37 頁】
- 25 風評払拭・風化防止対策の強化【41 頁】
- 28 ふくしまグリーン復興の推進【46 頁】
- 30 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【50 頁】

#### 【原子力規制委員会】

- 19 原子力発電所の安全確保等【32 頁】

#### 【原子力規制庁】

- 19 原子力発電所の安全確保等【32 頁】